



# Google Book検索訴訟 和解案の波紋

2009 ALAI Japan 研究大会

2009年12月5日

山本 隆 司

# 紛争の経緯

- 2005年9月20日、米国作家協会らが提訴(Class Action)
- 2005年10月19日、大手出版社5社が提訴
- 2005年11月30日、Googleはfair useなどを主張
- 2006年10月16日、両事件を併合
- 2008年10月28日、和解契約締結・・・米国出版社協会が参加
- 2008年10月31日、第2修正訴状を提出・・・”Class”を変更
- 2008年11月17日、裁判所が和解契約を仮認可
- 2009年1月5日、告知開始(基準日)
- 2009年11月13日、和解契約修正案を提出
- 2009年11月19日、裁判所が修正和解契約を仮認可

# 1. 事件の見立て

- 原告団(クラス・アクション):  
「**ミシガン大学図書館の蔵書**に対して著作権を保有するすべての者」
- “侵害行為”: **検索サービス**  
・・・スキャン、データベース化、Snippet表示
- **フェア・ユース**の抗弁
- 提訴(2005年)→和解(2008/10): 変容

# フェア・ユースの法理

- 米国著作権法107条： 著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素」
  - (1) 使用の目的および性格
  - (2) 著作物の性質
  - (3) 使用の量および実質性
  - (4) 著作物の市場または価値に対する使用の影響
- フェア・ユースの2類型
  1. トランスフォーマティブな使用
    - ・・・著作物と異なる目的・性質の使用であって、かつ市場代替性を欠く使用(→著作物の鑑賞価値を利用しない)
  2. 非営利目的の使用

## 検索サービス:フェア・ユースの成否

- *Kelly v. Arriba Soft Corp.*, 336 F.3d 811 (9th Cir. 2003)
- *Perfect 10, Inc. v. Amazon.com, Inc.*, 487 F.3d 701 (9th Cir. 2007)
- サムネイル画像の表示: 画像を鑑賞する機能ではなく、**画像を識別する機能**としての使用→**トランスフォーマティブ**
  - …著作物の鑑賞価値を利用しない
- クローリングによる複製: 画像を鑑賞する機能ではなく、**レファレンスツールとしての機能**→**トランスフォーマティブ**
  - …著作物の鑑賞価値を利用しない

## 陰謀説（原告と被告のなれ合い訴訟か）

- **周到な準備**：385頁の和解契約書  
そこに含まれる論点を巡る契約交渉には2, 3年は掛かりそう。
- **手続**：和解契約時に“Class”の定義を拡大
- **原告の動機**：デジタル化図書70%をなすOrphan works・絶版書籍の使用料等も、10%の原告らに分配される

## 2. 和解案の問題点

＜和解発効日をもって、Googleは、「非市販書籍」については権利者の許諾なく、また「市販書籍」については権利者の許諾を得て、書籍および挿入物をDisplay UsesおよびNon-Display Usesすることができる権利を取得する＞

→非市販書籍に対する強制許諾

1. 司法による権利制限の創設（立法権、条約との抵触）
2. Googleによる特権取得⇒市場独占（独禁法違反）
3. 非市販書籍の犠牲の上に一部当事者の利益（クラス・アクション代表者適格の欠如）

## (1) 司法による権利制限立法

- **事件性**のない当事者を対象とする
  - ・・・クラス・アクション・和解を限界を超える
- 司法権による権利制限制度の創設
  - ・・・立法権に抵触(米国著作権局)
- 外国図書について、権利制限制度の創設
  - ・・・ベルヌ条約9条、WCT10条などの違反

## (2) Googleによる特権取得⇒市場独占

- ・・・独禁法違反(米国政府)
- 非市販図書、特にorphan worksについて使用権を取得できるのは、Googleのみ
- 最恵待遇条項により、後発者に対して、先行者の優位を維持できる

### (3) 非市販書籍の犠牲の上の和解

- 事件性のない書籍まで囲い込み  
・・・opt-outしない限り
- 非市販書籍に対する強制許諾  
・・・remove/excludeしない限り
- 分配請求に対して使用料を分配  
・・・分配請求の登録しない限り
- **代表適格**の欠如  
・・・代表原告との利益相反（デジタル化書籍の70%をなすOrphan works・絶版書籍の使用料等も、10%の原告らに分配される）

# 集団訴訟 (class action)

連邦民事訴訟規則23条(a):

- (1) 集団が全構成員の訴訟参加を求めることが実際的でないほど**巨大**であり、
  - (2) 集団に**共通**の法律上または事実上の**争点**が存在し、
  - (3) 集団を代表する当事者の請求または抗弁が集団の**請求**または**抗弁の典型**であり、また
  - (4) 集団を代表する当事者が**集団の利益を公正かつ適切に擁護できる**場合に限り、
- 集団の代表として一部の当事者が訴えを提起しまたは訴えを受けることができる。

# 旧和解答における成果

- デジタル形態の「新アレキサンドリア図書館」の誕生
- Orphan works・絶版書籍を含む包括性：700万冊(1,000万冊?)をスキャン済み
- 20%が著作権のない図書(“PD”)  
70%がOrphan works・絶版書籍  
10%が市販図書

### 3. 和解案に対する各国政府の対応

- **米国の反応**  
連邦政府が、裁判所にAmicus Brief(本文27頁)提出
- **ドイツの反応**  
ドイツ政府が、裁判所にAmicus Brief(本文22頁)提出
- **フランスの反応**  
フランス政府が、裁判所にAmicus Brief(本文25頁)提出
- **日本の反応**  
日本政府が外交ルートで米国政府に「日本政府の考え」を伝達

# 米国政府のAmicus Brief

- クラス・アクション適格性の問題
  - 広汎すぎる将来救済の処理
  - 不在当事者に対する代表適格性
  - 不十分な通知
  - Opt-outからOpt-inへの変更
- 独禁法上の問題

# 米国著作権局長の下院司法委員会での 意見陳述

- 司法権による強制許諾制度の創設
- Orphan Works・絶版書籍に対する権利制限
- 諸外国の懸念／国際条約上の問題（方式主義）

# ドイツ政府のAmicus Brief

- 国際条約に反する強制許諾制度の創設
  - ・・・opt-out、formality
  - ・・・orphan worksに対する事実上の独占権
- 独禁法違反
- 密室でのデジタル利用制度の策定

# フランス政府のAmicus Brief

- 国際条約に反する強制許諾制度の創設
- 一私企業による情報コントロール
- 密室でのデジタル利用制度の策定

# 日本政府の対応

「在米日本国大使館から、米国政府に対し、外交ルートを通じて米国のグーグル・ブック検索の訴訟に関して、本件は、日本の著作権者等にも大きな影響が及ぶ可能性があり、我が国の活字文化・出版文化の在り方にも深く関わる問題であり、日本の著作権者等についても公平・公正な扱いが確保されることが必要であるという観点から状況を注視していること、本件が、著作権に関する条約に沿う形で解決されることが重要であると考えていることを伝えるとともに、新たな和解案の内容等について日本の著作権者等に対する速やかかつ十分な情報提供が行われること等が望ましい旨を伝達しました。」

## 4. 新和解案とその問題点

- ① 日程の変更
- ② クラスの範囲の変更
- ③ 「市販図書」の定義の変更
- ④ 最恵待遇条項削除など独禁法対策
- ⑤ 配分請求権の除籍期間変更(5年→10年)

# Classの定義の変更

- 原訴状(2005年9月20日):  
「**ミシガン大学図書館の蔵書**に対して著作権を保有するすべての者」  
・・・Googleはミシガン大学と蔵書のデジタル化を契約  
↓
- 第2修正訴状(2008年10月31日)  
「『**Books**』または『**Inserts**』に対して【米国】著作権法上の利益を、告知開始日において、保有するすべての者」  
↓
- 新和解案(2009年11月13日)  
『**Books**』: 米国著作権局に登録した著作物および米・英・加・豪で発行された書籍